

目 次

第1部 秦野市障害者福祉計画策定にあたって	1
1 この計画の策定には、次のような背景があります	2
2 次のような思いで、この計画を考えました	3
3 この計画の位置づけと目標年次は次のとおりです	4
第2部 秦野市における障害者を取りまく状況	5
1 人口の状況	6
(1) 総人口の状況	6
(2) 年齢3区分別人口の状況	7
2 障害者の状況	9
(1) 身体障害者の現状	9
(2) 身体障害者の今後の動向	9
(3) 知的障害者の現状	11
(4) 知的障害者の今後の動向	11
(5) 精神障害者の現状	13
(6) 精神障害者の今後の動向	13
第3部 計画の構想	15
施策の体系図	16
第1章 すべての人が、一人の人間として尊ばれる社会をつくるために	18
1 人権擁護の推進	19
第2章 安心して生活するために	21
1 保健・医療サービスの充実	22
2 相談・情報提供体制の充実	26
3 在宅福祉サービスの充実	29
4 住宅施策の充実	37
5 防災体制の充実	39
6 施設の充実	41

第3章 暮らしやすい街にするために	44
1 福祉の街づくりの推進	45
第4章 社会的自立をするために	47
1 教育環境の充実	48
2 就労援助体制の充実	50
第5章 思いやりの心を育てるために	52
1 啓発広報活動の充実	53
2 ボランティア活動の充実	55
第6章 豊かな生活をおくるために	56
1 生活の質の向上推進	57
関連施設の現況図	
第4部 計画の推進のために	61
1 市民一人ひとりの理解と力で	62
2 行政の責任	62
3 利用者の負担	62
4 介護保険制度について	63
第5部 資料編	65
1 アンケート調査集計結果	66
2 各団体との意見交換の結果	86
3 障害のある方との意見交換の結果	88
4 秦野市障害者福祉計画策定の経過	89
5 秦野市障害者福祉計画策定委員会設置要綱	90
6 秦野市障害者福祉計画策定委員会委員名簿	91
7 秦野市障害者福祉計画（仮称・案） 及び秦野市児童育成計画（仮称・案）について（諮問）	92
8 秦野市障害者福祉計画（仮称・案） 及び秦野市児童育成計画（仮称・案）について（答申）	92
おわりに	93

1 この計画の策定には、次のような背景があります

「みどり豊かな暮らしよい都市」(本市の都市像)^{まち}

あなたは、目の不自由な方が、横断歩道の手前で困っている姿を見かけたことがありますか。

お年寄りが、駅の自動券売機の前で困っている姿を見かけたことがありますか。

雨の日、杖をついた人が傘をさせないで、困っている姿を見かけたことがありますか。

本市では、本市の特徴である緑豊かな自然の中で、住んでいる人も、集う人も、みんなが健康で暮らしよい街をイメージし、本市の将来あるべき都市像を定めています。

この都市像を実現するため、「秦野市総合計画（はだの2010プラン）」を策定し、さらに、総合計画の個別計画として、まもなく迎える21世紀にふさわしい本市の福祉のあり方について、高齢化の進行、世帯構造の変化などの新しい時代に対応した「健康で思いやりのある社会」を築き上げるための指針として「はだの福祉プラン」を策定しています。

しかし、体が不自由な方や高齢者が一歩街にでると、道路、建物などの整備はまだ十分とはいえません。また、街で困っている人を見かけ、特に意識することなく「何かできることはないか」と自然に人の手助けをする人はまだまだ少ないように思われます。

そこで、今一度本市の都市像である「みどり豊かな暮らしよい都市」^{まち}の意味をみんなで考え、現在進行中の「秦野市総合計画（はだの2010プラン）」及び「はだの福祉プラン」の中で、障害のある人のための施策について、新しい時代に対応した施策を加えるとともに、既存の施策を含めたすべての施策について再構築し、健康で思いやりのある社会福祉を目指すための具体的な計画として、この計画を策定しました。

2 次のような思いで、この計画を考えました

すべての人が、一人の人間として尊ばれる社会をつくる

- (1) すべての人が、自由に豊かな楽しい生活ができるような社会をつくりたい。

障害のある人もない人もすべての人が、自らの考えと判断により、地域社会の中で、豊かに生活できるような社会を目指します。

そのためには、すべての人が、一人の人間として尊ばれ、教育、就業、文化、スポーツなどあらゆる生活の場面で、個人の自由な意志で選択し、参加、企画できるような環境づくりをします。

- (2) 一人ひとり、お互いに理解しあい、認めあい、協力しあえる心を育てたい。

すべての人が、自由に豊かな楽しい生活ができるような社会をつくるためには、たとえば、車いすを利用している方や体力的な衰えのある方のために道路、駅、建物などの段差をなくしたり、目の不自由な方のために点字ブロックなどの誘導設備を整備することだけで良いのでしょうか。

ほんとうに大切なことは、すべての人が、一人の人間として尊ばれること。障害のある人もない人もそして高齢者から子どもまで、すべての人がお互いに理解しあい、認めあい、困った時はお互いが当然のこととして助け合う心が大切ではないのでしょうか。

障害のある人が障害のない人と同等に生活し、活動する社会を目指す『ノーマライゼーション』の理念を具現化したものであり、『全ての人の参加による全ての人のための平等な社会づくり』(完全参加と平等)を目指したものです。

3 この計画の位置づけと目標年次は次のとおりです

(1) 本市では、21世紀の秦野市のあるべき都市像とこれを達成するための基本方向を定め、都市づくりを総合的かつ計画的に進めることを目標に、「秦野市総合計画（はだの2010プラン）」を策定するとともに、その中の福祉施策を実現するための個別計画として「はだの福祉プラン」を策定しています。

この計画は、既に策定のこれらの上位計画の中で、障害のある人に関わる施策についてより具体的な基本方向を定めた計画です。

(2) この計画は、平成10年度を初年度とし、平成16年度までの進む方向を定めたものです。

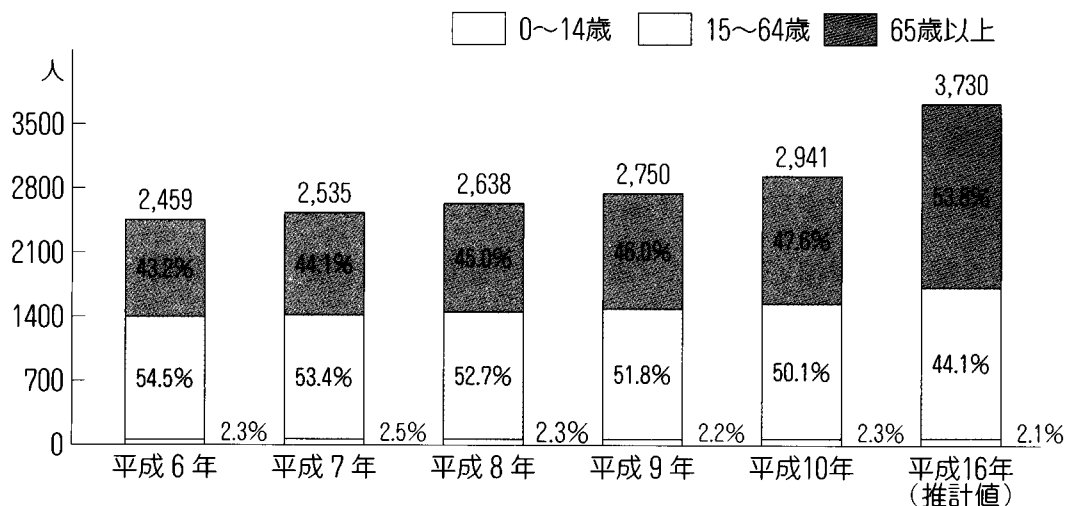
第1表 人口に占める身体障害者の割合の状況（各年4月1日現在）

（単位：人、人、％）

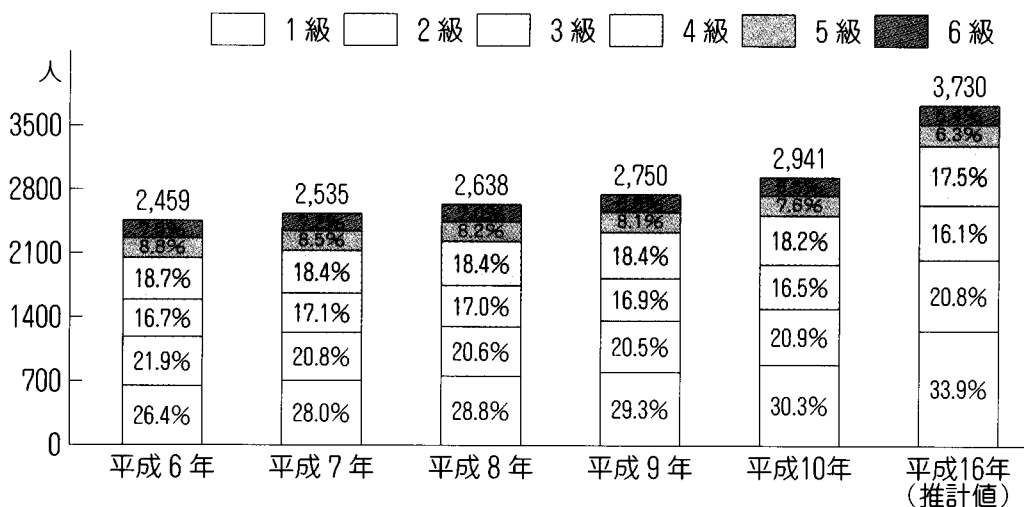
区分	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
人口	161,666	163,303	164,291	165,378	166,146
身体障害者数	2,459	2,535	2,638	2,750	2,941
身体障害者の割合	1.52	1.55	1.61	1.66	1.77

※ 人口は、神奈川県人口統計調査によります。

第1図 身体障害者の推移（年齢3区分別）（各年4月1日現在）



第2図 身体障害者の推移（等級別）（各年4月1日現在）



2 相談・情報提供体制の充実

現況と課題

- (1) 障害者やその家族が精神的に孤立しないため、いつでも気楽に話し合えたり、相談できる体制が必要です。
- (2) 人権、保健・医療、住宅改造、教育及び就労問題は、より専門的な相談体制が必要です。
- (3) 土・日曜日の相談体制が十分でないため、整備する必要があります。
- (4) 視覚障害者、聴覚障害者、高齢障害者、知的障害者などそれぞれの個性に応じて、誰もが均一の情報が得られるような情報提供の方法が必要です。特に視覚障害者、聴覚障害者及び知的障害者に対する情報提供が不十分です。
- (5) 災害弱者である障害者にとって、災害時の情報提供は極めて重要なものです。そのため、きめ細かな情報提供体制の整備が必要です。

第1表 相談業務の状況（平成10年4月1日現在）

区分	実施回数	内 容	相談員
法律相談	月4回	相続、賃貸借、離婚、契約のトラブル等法律上の相談	弁護士
人権相談	月2回	相隣関係、家庭内問題等人権に関する相談	人権擁護委員
行政相談	月1回	行政上の疑問点や問題等についての相談	行政相談委員
登記相談	月1回	不動産表示登記等の登記に関する諸問題の相談	司法書士
不動産相談	月1回	不動産の取引に関する諸問題の相談	宅建業協会員
年金相談	偶数月1回	年金に関する相談	社会保険相談員
建築相談	月1回	改築、増築等住まいの相談	住宅相談所運営協議会員
健康相談	随時	健康に関する相談	保健婦、栄養士
療育相談	随時	18歳未満で障害がある子供についての相談	療育相談員
就学・教育相談	随時	就学、教育に関する相談	指導室
一般相談	随時	相隣関係、夫婦関係、土地家屋、相続、消費生活等の相談	市民課
民生委員児童委員	随時	全般	
障害福祉相談員	随時	身体、知的に障害のある者についての相談	

（社会福祉協議会）

心配ごと相談	随時	全般	常設相談員、民生委員
法律相談	月1回	全般	弁護士

計画の構想

(1) 基本方針

人権、保健・医療、住宅改造、教育、就労問題等の専門的な相談業務の充実を図るとともに、それぞれが連携をもって機能するような総合的な相談体制の整備に努めます。

また、すべての人がより豊かな生活をするため、障害者がそれぞれの個性に応じて均一の情報が得られるように、多様な媒体、方法による情報の提供の推進を図ります。

(2) 平成16年度までの計画

- ① 人権侵害等の相談体制の充実を推進します。
(「人権擁護の推進」の節に別掲)
- ② 健康相談を引き続き実施します。
(「保健・医療サービスの充実」の節に別掲)
- ③ 障害児が早期から適切な治療、教育が受けることができるよう療育相談員、保健婦による相談を引き続き実施します。
(「保健・医療サービスの充実」の節に別掲)
- ④ 障害者が自らの貴重な体験を通して障害者の相談に応じる相談体制^{*1}の整備を推進します。(新規施策)
- ⑤ 土・日曜日の相談体制のあり方を検討します。(新規施策)
- ⑥ 在宅福祉サービスの相談を引き続き実施します。
- ⑦ 失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具^{*2}、日常生活の便宜を図るための用具^{*3}についての相談を引き続き実施します。
- ⑧ 建築等の専門知識のある者による、障害者のための住宅改造相談体制の整備を推進します。(新規施策)

*1 「ピアカウンセリング」といいます。

*2 「補装具」といいます。

*3 「日常生活用具」といいます。

- ⑨ 障害に応じた適切な教育の機会を得るための就学相談、充実した学校生活を過ごすための教育相談を引き続き実施します。
- ⑩ 「広報はだの」、「社協はだの」、「勤労ニュースはだの」、各関係団体の機関紙等を通して障害者のための情報提供を引き続き実施します。
- ⑪ 視覚障害者のため、点字広報、声の広報を引き続き発行します。
- ⑫ 視覚障害者のため、点字や声による情報提供の充実を図ります。
- ⑬ 知的障害者のため、理解しやすい表現等による情報提供を推進します。(新規施策)
- ⑭ 聴覚障害者のため、災害等の緊急時やその他必要に応じて、ファックスネットワーク等による情報提供を引き続き行います。
- ⑮ 腎臓障害者のため、災害時における人工透析医療機関の情報提供体制の整備を推進します。(新規施策)
- ⑯ 障害者の就労及び職業訓練に関する情報提供を推進します。(新規施策)
- ⑰ スポーツ、レクリエーション、文化活動の機会が少ない障害者のため、適確な情報提供を引き続き実施します。

第11表 身体障害者が自ら運転する自動車の改造費助成状況

(単位：件)

区 分	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度
助 成 人 員	0	0	0	6	3

第12表 身体障害者運転免許取得費助成状況

(単位：人)

区 分	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度
助 成 人 員	0	0	0	1	4

第13表 在宅重度障害者等に対するタクシー乗車料金助成事業の状況派遣回数

(単位：人)

区 分	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度
助 成 人 員	624	689	721	826	900

第14表 水道料金減免状況

(単位：世帯)

区 分	平成8年度	平成9年度
助 成 世 帯 数	13	26

※平成8年度からの制度です。

第15表 市役所の手話通訳者設置事業の状況

(単位：人)

区 分	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度
利 用 者 数	20	37	53	101	70

第16表 手話通訳者の派遣状況

(単位：件、人)

区 分	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度
派 遣 件 数	70	137	138	159	154
手話通訳者数	3	3	3	3	4

計画の構想

(1) 基本方針

本市の恵まれた社会資源を十分に活用するとともに、すべての人が住み慣れた家庭や地域で生活ができるよう、サービスの充実を図ります。

特に高齢化、少子化の進行、核家族化等によるニーズの多様化に応じた豊富なサー

- ⑦ 在宅の身体・知的障害者に在宅障害者福祉手当を引き続き支給します。
- ⑧ 在宅福祉サービスの相談を引き続き実施します。
(「相談・情報提供体制の充実」の節に別掲)
- ⑨ 失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具^{*1}の交付及び修理を行うとともに、交付等についての相談を引き続き実施します。
(「相談・情報提供体制の充実」の節に別掲)
- ⑩ 身体・知的障害者に日常生活の便宜を図るための用具^{*2}を給付するとともに、給付についての相談を引き続き実施します。
(「相談・情報提供体制の充実」の節に別掲)
- ⑪ 自立更生を目的に社会福祉施設に通所、通園をする身体・知的障害者のため、交通費を引き続き助成します。
- ⑫ 身体障害者が生活のために自ら運転する自動車の運行に伴う燃料費を引き続き助成します。
- ⑬ 身体障害者が自ら所有し運転するための自動車のハンドル、アクセル等の改造に対し、引き続き助成します。
- ⑭ 身体障害者が運転免許を取得する場合に引き続き助成します。
- ⑮ 重度身体・知的障害者、難病患者の社会参加等を促進するため、タクシーの乗車料金助成を充実します。
- ⑯ 重度身体障害者の外出を援助するため、リフトの付いたタクシー^{*3}の運行に対して、引き続き補助金を交付します。
- ⑰ 重度身体・知的・精神障害者の生活を支援するため、引き続き水道料金（家事用基本料金）を減免します。
- ⑱ 聴覚障害者のため、市役所における手話通訳者設置の充実を図ります。

〔目標数値〕

内 容	平成9年度の状況	→	平成16年度までの目標
設置回数	月2回		週1回

*1 「補装具」といいます。
 *2 「日常生活用具」といいます。
 *3 「ハンディキャブ」といいます。

5 防災体制の充実

現況と課題

- (1) 障害者等の災害弱者は、災害時の迅速かつ適切な行動が困難です。そのため地域住民の助け合いなど市民と行政が一体となった防災体制の整備が必要です。
- (2) 定期的に加療や服薬の必要な障害者に対して、災害時における適確な医療、医薬品、情報等の提供が必要です。
- (3) 地震災害は、市民一人ひとりが自分で守るという認識を持って行動することが極めて重要です。そのため障害者への防災意識の啓発が必要です。

計画の構想

(1) 基本方針

障害者等の災害弱者は、災害の発生に対する不安ばかりでなく、発生後の避難行動、避難生活に対しての不安がより多くあります。そのため被害を最小限に止め、また、人為的な2次災害が発生しないよう、市民と行政が一体となった防災体制の整備を図ります。

(2) 平成16年度までの計画

- ① 災害時における、知的障害者等の緊急施設受入れシステムの充実を図ります。
- ② 点字版防災ガイドブックを引き続き配布します。
- ③ 聴覚障害者のため、災害等の緊急時にファックスネットワーク等による情報提供を引き続き行います。

(「相談・情報提供体制の充実」の節に別掲)

- ④ 聴覚障害者のため、市民の利用度の高い公共施設に火災報知機と連動した避難誘導点滅装置を引き続き計画的に設置します。

〔目標数値〕

内 容	平成9年度の状況	平成16年度までの目標
設置施設数	3施設	19施設

- ⑤ 聴覚障害者のため、災害時に避難所等へ手話通訳者を派遣します。
- ⑥ 地域住民の協力により、障害者のための地域防災体制整備の確立を促進します。
(新規施策)
- ⑦ 視覚障害者のため、災害時における避難誘導ボランティア体制の整備を推進します。(新規施策)
- ⑧ 腎臓障害者のため、災害時における人工透析医療機関の情報提供体制の整備を推進します。(新規施策)
(「相談・情報提供体制の充実」の節に別掲)
- ⑨ 障害者のための防災講習会を開催します。(新規施策)
- ⑩ 定期的に服薬の必要な障害者のため、災害時における対応について医師会等関係機関と連携を密にします。
- ⑪ 障害者に対し、防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、防災に対する啓発を行います。

1 福祉の街づくりの推進

現況と課題

(1) 本市では、国際障害者年である昭和56年に「秦野市福祉のための都市環境整備要綱」を制定し、障害者等によりやさしい街づくりを推進してきました。

しかし、公共施設を含め既存の建築物等まだまだ整備は十分とは言えません。そこで、今後も車いすを利用している方や体力的な衰えのある方等が安心して生活でき、自分の意志で自由に行動できるよう十分に幅員のある歩道やスロープ、手すり等が整備された建築物等、障害者のための環境整備を行う必要があります。

(2) 公共性の高い民間施設に対して、障害者のための環境整備を促進する必要があります。

計画の構想

(1) 基本方針

障害者が、自分の意志で安心して自由に行動できるよう「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成6年法律第44号。以下「ハートビル法」という。）、「神奈川県福祉の街づくり条例」（平成7年神奈川県条例第5号）及び「秦野市福祉のための都市環境整備要綱」に基づき、街づくりを推進します。

(2) 平成16年度までの計画

① 「ハートビル法」、「神奈川県福祉の街づくり条例」及び「秦野市福祉のための都市環境整備要綱」に基づき引き続き指導、助言を推進します。

② 「ハートビル法」、「神奈川県福祉の街づくり条例」及び「秦野市福祉のための都市環境整備要綱」の趣旨や内容を周知し、民間建築物を含め障害者等の自由な

社会生活を阻害する様々な障害を取り除くこと^{*1}を引き続き促進します。

- ③ 市民の利用が多い既存の公共施設を緊急性の高いものから計画的に改修し、すべての人にやさしい街づくりを引き続き推進します。
- ④ すべての歩行者が安全に移動できるよう、歩道幅員が2メートル以上の広い歩道の整備を引き続き推進します。

〔目標数値〕

内 容	平成9年度の状況	平成16年度までの目標
市道歩道延長(2メートル以上)	50,608メートル	61,600メートル

- ⑤ 潤いのある生活や歩行者の安全等のため、駅前広場の整備を引き続き推進します。
- ⑥ 都市空間の確保と快適な生活環境を実現するため、都市公園の整備を引き続き推進します。

〔目標数値〕

内 容	平成9年度の状況	平成16年度までの目標
市民1人当たりの都市公園面積	2.18平方メートル	5.83平方メートル

秦野市総合計画に基づき平成12年度までに整備

- ⑦ 病院、金融機関等の公共性の高い民間施設について、障害者のための施設整備状況調査を推進します。(新規施策)
- ⑧ 身体障害者のため、駅舎の垂直移動施設の整備を促進します。
- ⑨ 視覚障害者のため、音声式信号の設置を関係機関に要望します。
- ⑩ 身体障害者のため、低床式バス、ステップ式バスの導入を関係機関に要望します。

*1 物理的な障害(バリア)ばかりでなく、制度的、文化・情報面、意識上の障害を取り除くことを含めて「バリアフリー化」といいます。

業実施要綱」等に基づく福祉的就労も含めて、障害者がその適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就くことのできるよう努めます。

(2) 平成16年度までの計画

- ① 障害者の雇用の安定及び促進を図るため、障害者を雇用する中小企業者に補助金を引き続き交付します。
- ② 障害者が就労しやすい環境整備をするため、障害者を雇用する中小企業者に施設整備のための融資を引き続き実施します。
- ③ 障害者の雇用促進について必要な事項を協議するため、秦野市障害者雇用促進協議会を引き続き開催します。
- ④ 障害者雇用促進のための、啓発活動を引き続き行います。
- ⑤ 障害者授産施設や作業所で作製した製品の販路拡大や仕事の受注のため、授産推進事業センターへ補助金を引き続き交付します。
- ⑥ 障害者民間地域作業所の運営安定、充実のため引き続き助成します。
- ⑦ ひまわり作業所（公設授産施設）の充実をします。
- ⑧ 「神奈川県障害者福祉的就労協力事業所奨励事業実施要綱」に基づき、福祉的就労の場を提供する事業所の指定促進を図るとともに、事業所に対する補助金の交付を図ります。（新規施策）
- ⑨ 障害者の就労を援助するため、公共職業安定所等の関係機関と連携を密にするとともに、就労を援助する機能の整備について検討します。（新規施策）
- ⑩ 神奈川県における障害者の職業相談から就労後のアフターケアまでを一貫して行うシステム^{*1}を活用し、就労促進を図ります。
- ⑪ 障害者の就労及び職業訓練に関する情報提供を推進します。（新規施策）
（「相談・情報提供体制の充実」の節に別掲）
- ⑫ 市職員の採用に当たり、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定に基づく障害者雇用率を上回る目標を設定し、障害者雇用の充実に努めます。

* 1 「職業的リハビリテーションシステム」といいます。

1 啓発広報活動の充実

現況と課題

- (1) 障害者に対する「心の壁」を取り除くためには、日常生活の中で、障害者と出会う機会を持つことが重要です。特に学校教育等の中で幼児期からいろいろな体験を通じて、障害者と出会う必要があります。
- (2) 国際障害者年を記念し、障害者問題について国民の理解と認識を深め、障害者福祉の増進を図るため設置された「障害者の日^{*1}」を契機とした啓発活動をより一層進め、「障害者の日」を意義あるものとする必要があります。
- (3) 精神障害は、平成5年11月に改正のあった「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）において、障害として明確に位置付けられましたが、市民の理解度がまだまだ低く、啓発活動をより一層進める必要があります。

計画の構想

(1) 基本方針

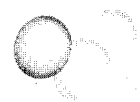
障害者の権利擁護を始め、教育・雇用・住宅問題等あらゆる問題の解決の基本は、障害者に対する「心の壁」を取り除くことです。そのため、啓発広報活動をより一層充実します。

(2) 平成16年度までの計画

- ① 「障害者の日」を意義あるものとするため、「障害者の日」を契機とした啓発活動を引き続き実施します。

* 1 昭和56年（1981年）の国際障害者年を記念して、障害者問題について、国民の理解と認識を更に深め、障害者福祉の増進を図るため、国際連合が昭和50年（1975年）に「障害者の権利宣言」を採択した12月9日を「障害者の日」と決めました。

- ② 障害者に対する「心の壁」を除くため、「広報はだの」、「社協はだの」等の広報紙を活用し、市民の障害者への理解が深まるよう努めます。特に、精神障害者への理解が深まるよう広報啓発活動を充実します。
- ③ 社会福祉への理解と関心を高めるため、福祉教育指定校（小・中学校）を引き続き指定します。
- ④ 児童、生徒が人や自然とのふれあいを通して、互いに助け合って生きることを大切にする意識や態度を育て、人権を尊重する生き方や思いやりの心情を培うため、体験学習の場としてふれあい教育活動事業を引き続き実施します。
- ⑤ 小・中学校において、福祉講演会や車いすの取扱い方、手話、点字等についての初歩的技術の習得やボランティア活動を行うなど、障害者への理解を深めるための福祉教育を引き続き実施します。
- ⑥ 中学生ボランティア体験学習を引き続き実施します。



2 ボランティア活動の充実

現況と課題

- (1) 障害者がより豊かな生活を送るためには、公的機関が行う各種サービスだけでなく、すべての人がお互いに理解しあい、認めあうことを基本とした心の通った市民による支援が必要です。
- (2) ボランティア活動に対する理解のため、障害者との交流の場の確保やボランティア活動についての情報提供が必要です。
- (3) 障害者自らが、ボランティア活動をするための支援体制の整備が必要です。

計画の構想

(1) 基本方針

障害がある人もない人もお互いが協力しあい、支えあう社会の実現のために、より多くの人ボランティア活動を理解し、参加するための支援をします。

(2) 平成16年度までの計画

- ① 秦野市社会福祉協議会への助成を通して、ボランティアの育成指導を引き続き実施します。
- ② ボランティア育成のため、初級手話教室、点字教室を引き続き実施します。
- ③ ボランティア活動の拠点となる施設を整備します。(新規施策)
- ④ 中学生ボランティア体験学習を引き続き実施します。
(「啓発広報活動の充実」の節に別掲)
- ⑤ 障害者自らがボランティア活動をするための支援を推進します。(新規施策)
- ⑥ ボランティア活動に対する理解を深めるため、障害者との交流の機会を設けます。(新規施策)

5 秦野市障害者福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の障害者福祉施策の指針となる計画を策定するため、秦野市障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置並びにその組織及び運営について必要な事項を定める。

(所管事項)

第2条 委員会は、秦野市障害者福祉計画（以下「障害者福祉計画」という。）の策定について協議し、及び検討するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 障害者福祉に関して学識経験を有する者
- (2) 障害者福祉に係る団体の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から障害者福祉計画が策定される日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、その会議を開くことができない。

(報償等の支給)

第7条 委員会の委員が会議に出席する場合において、予算に定める範囲内で報償及び費用弁償を支給することができる。ただし、委員が国又は地方公共団体の一般職の職員であるときは、報償を支給しないものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉担当課において処理する。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月2日から施行する。

6 秦野市障害者福祉計画策定委員会委員名簿

(平成10年11月5日現在)

	氏名	所属等
会長	岡本 多喜子	東海大学
副会長	西田 信嗣	秦野精華園
委員	石井 美子	秦野市地域作業所連絡協議会
〃	岩崎 ミツエ	秦野保健福祉事務所
〃	香坂 勇	秦野市手をつなぐ育成会
〃	小宮 清	秦野市自治会連合会
〃	込山 仁哉	のぞみ会
〃	佐藤 治男	秦野市身体障害者福祉協会
〃	竹久保 英一	秦野市社会福祉協議会
〃	田代 圭市郎	秦野伊勢原歯科医師会
〃	原田 衛	秦野医師会
〃	福田 久男	秦野商工会議所
〃	松下 ユキエ	秦野市民生委員児童委員協議会
〃	山田 喜久子	秦野市ボランティア連絡会
〃	木村 勝也	秦野市福祉部
前委員	大沢 玲子	秦野保健福祉事務所
〃	片岡 英太郎	秦野市福祉部

(敬称は省略させていただきました)



この市章は近代的な翼型マークによって「ハダノ」を表わしたものであり発展向上する本市を力強くシンボライズしている。

秦野市障害者福祉計画

- 平成11年3月発行
- 発行 秦野市福祉部障害福祉課
〒257-8501
神奈川県秦野市桜町一丁目3-2
電話0463-82-5111(代)
- 印刷 有限会社ヤマダ印刷
電話0463-82-0299
-
-